
令和3年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第4日)

令和3年3月19日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和3年3月19日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第16号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第17号 須恵町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第18号 令和3年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 4 議案第19号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計の提出について
- 日程第 5 議案第20号 令和3年度町須恵町後期高齢者医療特別会計の提出について
- 日程第 6 議案第21号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計の提出について
- 日程第 7 議案第22号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計の提出について
- 日程第 8 議案第23号 令和3年度須恵町水道事業会計の提出について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第16号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第17号 須恵町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第18号 令和3年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 4 議案第19号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計の提出について
- 日程第 5 議案第20号 令和3年度町須恵町後期高齢者医療特別会計の提出について
- 日程第 6 議案第21号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計の提出について
- 日程第 7 議案第22号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計の提出について
- 日程第 8 議案第23号 令和3年度須恵町水道事業会計の提出について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求

8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舩本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
子ども教育課参事	吉本孝治	総務課課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第18号から議案第23号までは、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案の理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたことによるものです。

防災・防犯や環境衛生など、地域の課題や問題をその地域に住む人々が、自らの知恵と力で解決していこうという暮らしのコミュニティ事業を実践するための拠点施設として、旧アザレア幼児園跡をコミュニティセンターとし、位置づけの確立及び管理の明確化を図ります。

2ページの第1条から4ページの第20条で構成されており、第1条の設置から、管理、職員、休館日、開館時間、使用の許可、許可の基準、使用权の譲渡等の禁止、特別の設備の設置等、許可の取り消し等、使用料の徴収、使用料の減免、使用料の不還付、入館の制限等行為の禁止、立ち入り等原状回復の義務、損害の賠償等が定めてあり、第20条の委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

5ページに、別表1として名称と位置を、6ページに別表2として使用料が明記されています。

4ページに戻り、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員あります。よって、議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第17号須恵町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第17号須恵町職員定数条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、常時勤務を要する再任用職員の増加などに伴い、職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

第2条第1項第3号教育委員会の事務局部局の職員を、37人から47人に改正します。

2ページにお戻りいただいて附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するとしています。

内容について説明します。

職員定数を160人から170人とするもので、今後増加するフルタイム勤務の再任用職員への対応と、近年の複雑多様化する自治体業務への対応や新しい事業への取組などで、慢性的に職員が不足している状態を解消するため、今回改正するものでございます。

また、教育委員会部局の現在の人員が条例定数を上回っており、現状に合わせた定数にするため、10人増員とするものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町職員定数条例の一部を

改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第18号

日程第4. 議案第19号

日程第5. 議案第20号

日程第6. 議案第21号

日程第7. 議案第22号

日程第8. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第4、議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第5、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第6、議案第21号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第7、議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第8、議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算から、議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査報告をいたします。

審査は、3月11日、15日、16日の計3日間で行いました。

それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104億1,000万円と定める。

第2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債第2条地方債は、「第2表地方債」による。

債務負担行為、第3条債務負担行為は、「第3表債務負担行為」による。

一時借入金、第4条一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債限度額4億3,000万円、一般会計出資債520万円、道路改

良事業債1,980万円、緊急防災・減災事業債920万円、須恵第一小学校長寿命化事業債1,990万円、須恵第三小学校校舎改修事業債7,880万円、文化会館舞台照明改修事業債1億7,550万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13ページ、第3表債務負担行為です。

共同調達パソコン等リース、期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額3億410万円です。

須恵町国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定業務委託料、令和3年度から令和5年度まで、限度額2,300万円。

共同調達パソコン等リース（小・中学校分）、令和3年度から令和9年度まで、限度額4,250万円です。

一般会計歳入歳出予算の総額104億1,000万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で税収が減少する見込みの中、ふるさと応援寄附金事業の拡大により、対前年度比10億4,000万円、11.1%の増となり、100億円を超える過去最高の予算規模となりました。

主な歳入予算は、1款町税は28億7,543万円、歳入全体の27.6%で、個人町民税1.7%、法人住民税は25.6%、固定資産税2.7%の減と見込み、対前年度比1億2,907万7,000円、4.3%の減です。

10款地方交付税は20億700万円、歳入全体の19.3%、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、町税が減収となることや、地域デジタル社会推進費が新たに参入されることになるため、1億2,000万円、6.4%の増と見込んでいます。

14款国庫支出金は11億3,461万2,000円、歳入の10.9%で2,837万6,000円、2.4%の減です。施設型給付費、学校改善交付金等の国庫負担金の減によるものです。

15款県支出金は8億111万6,000円、歳入の7.7%で1億1,780万3,000円、12.8%の減です。これは保育所と整備事業費、県補助金の減によるものです。

このほかに、対前年度と比較して大きく増加している歳入科目として、6款法人事業税交付金2,600万円、令和3年度から交付基準が変更となったため、1,100万円の増、9款地方特例交付金7,100万円、固定資産税の減収補填分として1,700万円の増、17款寄附金10億5,000万3,000円、ふるさと応援寄附金の増などで10億3,700万1,000円の増です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は全体の47.8%で、依存財源は52.2%です。前年度から自主財源の構成比が4.2ポイント上がっています。ふるさと応援寄附金の増が要因です。

歳出ですが、主なものとして、2款総務費22億5,917万3,000円は、歳出の

21.7%で、主にふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援基金積立金の増で、10億7,043万1,000円、90%の増です。

3款民生費38億4,257万3,000円は、歳出の36.9%で、保育所等整備事業費補助金の減です。1億1,992万4,000円、3%の減です。

4款衛生費10億7,584万4,000円は、歳出の10.3%で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増などにより、1億5,457万7,000円、16.8%の増です。

8款土木費6億5,711万9,000円は、歳出の6.3%で、公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより225万円の減です。

9款消防費4億1,192万8,000円は、歳出の4%で、中部防災センター（仮称）建設に伴う測量設計業務委託地域防災計画改定業務委託などにより2,153万9,000円の増です。

10款教育費12億812万6,000円は、歳出の11.6%で、文化会館舞台照明改修工事や須恵第一小学校長寿命化設計業務が新規事業として追加になりますが、小中学校のトイレ洋式化、アザレアホール1階のトイレ改修が終了したことにより7,688万6,000円、6%の減です。

12款公債費5億9,546万9,000円は、歳出の5.7%で、令和2年度に償還終了が6本、新たに13本が償還開始となりますが、償還元金が減少したため、980万9,000円の減となります。主に、総合運動公園整備事業債の償還が終了したことが要因の一つですが、東中学校大規模改造事業債第2期や小中学校空調設備設置事業債、防災行政無線整備事業債などが、令和3年度から償還開始となります。

歳出の構成比は、義務的経費が39.8%で前年度比1.3ポイントの減、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が5.1%で3.1ポイントの減、その他の経費が55.1%で4.4ポイントの増です。ふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援基金積立金の大幅な伸びにより、その他の経費が増加しています。

基金の状況ですが、令和2年度末の財政調整基金の見込み額が24億2,076万5,000円、減債基金が2億8,442万5,000円、ふるさと応援基金が4億2,349万7,000円で、当初予算のための令和3年度の財政調整基金の取崩し予定額は、5億2,000万円と見込んでいます。

質疑として、歳入では、15款県支出金において、地域密着型施設等整備県補助金の事業者についての質疑では、今後決定していくとの回答がありました。

歳出では、2款総務費において、行政支援業務委託料についての質疑があり、行政の商工振興事業の支援として、スエノバに委託しているとの回答でした。

在留外国人受入環境整備事業の国際交流業務委託料と一元化相談窓口業務委託料の詳細、外国

人何人ぐらいを想定しているかとの質疑では、国際交流業務委託料については、ホームページ、町の文書などの翻訳業務の委託料で、一元化相談窓口業務委託料については、スエノバのワンストップ相談窓口の対応です。須恵町の人口の約1%が外国人です。技能実習生が多くなってきており、日本語があまり使えない方々への町のお知らせ、コロナのお知らせや対応などを行うための委託料ですとの回答がありました。

グラフィックソフトウェア利用料について、ソフトの購入なのか、職員が使えるソフトなのかとの質疑があり、ホームページを11月から新しくするためのソフトの購入で、LINEのスタンプをつくるなど、職員が使えるソフトですとの回答でした。

地縁団体設立認可申請手続業務委託料についての質疑では、令和2年度にふれあいレインボーが法人格取得している。すこやかコミュニティ、いきいきコミュニティでも法人格を取得していただくための委託料ですとの回答でした。

4款衛生費において、住民健診の個別健診委託料の健診予約についての質疑があり、各個別の受診したい病院に電話で予約をして、健診の流れになるとの回答でした。

妊婦健康診査委託料についての質疑があり、福岡県、佐賀県、大分県医師会への委託料ですとの回答でした。

食生活改善推進協議会補助金の減額についての質疑では、今年度コロナのために事業がなかったため、その分の補助金を次年度に活用することによる減額ですとの回答でした。

6款農林水産業費において、荒廃森林整備事業での委託がなくなっているが、今年度はどんな事業をやるのかとの質疑では、業務委託として、須恵町で整備を行う面積がないので、事務費として県からの補助金を充当するとの回答でした。

ため池ハザードマップの作成は、地域防災計画を踏まえて作成するのかとの質疑では、地域防災計画に位置づける、総務課防災係と連携して話し合っているとの回答でした。

9款消防費において、行政区自主防災組織補助金は、区に一括で支出されているのかとの質疑では、区からの要望により、自主防災組織に一括で全額を支出されている区と、自主防災組織の長の報酬5万円と、自主防災組織への補助金を分けて支出されている区があるとの回答でした。

討論において、反対討論があり、ふるさと応援寄付金の予算が歳入で4億円となっており、予算の配分がおかしいとの理由で反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で可決です。

続いて、議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億2,100万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

当初予算の概要として、被保険者は減少していますが、高額療養費の増加により、保険給付費全体では増額となっています。

また、1人当たりの医療費も増加していますが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、被保険者の受診控えと自治体の負担軽減を考慮され、県より示されました納付金が減額となっています。

このことにより、歳入の県支出金が増え、一般会計からの繰入金を減額し、県より指導されている赤字解消に向けた取組ができているところです。

予算総額は、前年度と比較して、金額で5,200万円、率で1.7%少なくなっています。

歳入では、1款国民健康保険税5億3,120万円、対前年度比較2,090万円、3.8%の減額、予算の17.6%を占めます。

4款県支出金22億1,611万9,000円は、医療費の支払いに充てるための保険給付費等県交付金及び災害や景気変動と特別な事情が生じた場合交付される財政安定化基金県交付金で、予算の73.4%を占めます。

5款繰入金2億7,047万1,000円、対前年度比較3,696万5,000円の減額は、主にその他の一般会計繰入金の減額によるもので、予算の9%を占めます。

歳出では、1款総務費3,068万4,000円、対前年度比較219万5,000円の減額は、人件費の減が主なものです。

2款保険給付費21億7,923万2,000円、対前年度比較541万2,000円の減額で、予算の72.1%、1人当たりの医療費は上昇していますが、被保険者数の減によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,243万4,000円で、対前年度比較5,879万5,000円の減で、予算の25.6%、県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものですが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮され、大幅に減額されています。

6款保健事業費3,462万8,000円で、対前年度比較329万円の増で、予算の1.15%、被保険者の健康増進と医療費抑制のための保健事業の充実を図るものです。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

次に、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書の55ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,300万円と定める。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億7,280万円、対前年度比較3.3%の増額。

3款繰入金1億1,014万2,000円、対前年度比較4.2%の増額は、人件費を含む事務費に係る繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、1款総務費1,248万1,000円、対前年度比較13.6%の減は、職員人件費が主なものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億6,835万9,000円、対前年度比較4%の増は、保険料等の負担金が主なものです。

3款諸支出金101万1,000円、前年度比と同額の計上で、主に保険料の還付金です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第21号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の87ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,200万円と定める。

第2条地方債は、「第2表地方債」による。

91ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額2,310万円、多々良川流域関連公共下水道分1億6,490万円、資本費平準化債公共下水道分9,900万円、資本費平準化債流域下水道分1,710万円、特別措置分4,170万円、公共企業会計適用債730万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金で1,308万8,000円は、供用開始面積の減により17万4,000円、1.3%の減、2款使用料及び手数料で、使用料3億1,938万9,000円は、前年度実績による増を見込んで4,086万2,000円、14.7%の増。

3款国庫支出金で、下水道費国庫補助金8,500万円は、管渠築造工事の減により700万円、7.6%の減です。

5款繰入金で、一般会計繰入金3億3,786万8,000円は、2,271万円、6.3%の減です。

下水道施設整備基金繰入金2,354万4,000円は、67万9,000円、2.8%の減で、平成29年度から令和2年度までの基金積立を当該年度の令和3年度に繰り入れます。

7款諸収入7,000円は、還付消費税の実績を見込んで299万9,000円、99.8%の減です。

8款町債で、下水道事業債3億5,310万円は、第2表地方債で、流域下水道建設費等の減により4,030万円、10.2%の減です。

歳出では、1款総務費2億6,275万6,000円は、負担金の増により3,235万

1,000円、14%の増、2款下水道事業費3億5,820万7,000円は、工事請負費等の減により7,291万5,000円、16.9%の減。

3款公債費5億1,004万2,000円は、償還金の増により807万9,000円、1.6%の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の127ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,500万円と定める。

第2表地方債は、「第2表地方債」による。

131ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額2,130万円、公営企業会計適用債470万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、2款使用料及び手数料で、下水道使用料647万円は、前年度実績により31万8,000円、5.2%の増。

3款繰入金で、一般会計繰入金4,252万2,000円は、1,321万7,000円、23.7%の減。

6款町債で下水道事業債2,600万円は、510万円、16.4%の減です。

歳出では、1款総務費334万5,000円は、委託料等の減により65万6,000円、16.4%の減です。

2款農業集落排水事業費1,469万4,000円は、需用費等の減により932万円、38.8%の減です。

3款公債費5,621万6,000円は、償還元金の減により813万3,000円、12.6%の減です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算書の3ページです。

第1条水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、1、給水戸数1万1,000戸、前年対比0.2%の増。2、年間総給水量279万2,000立方メートル、4.4%の増。3、年間有収水量268万1,000立方メートル、5.7%の増。4、1日平均給水量7,649立方メートル、4.4%の増。5、建設改良事業費1億1,992万6,000円、11.4%の増、これは浄水施設改良事業の増によるものです。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益6億4,939万5,000円、前年度比2.2%の増、主なものは、第1項営業収益のうち、給水収益の増によるものです。

第2項営業外収益2,297万3,000円、2目長期前受金の収益化については、会計処理上の計上される利益のため、現金収入は伴わないものです。

支出は、第1款水道事業費5億9,237万8,000円、前年度比1.8%の減、第1項営業費用5億6,716万4,000円、868万3,000円の減、主なものは人件費によるものです。

第2項営業外費用2,401万4,000円、第3項特別損失20万円、第4項予備費100万円。

4ページです。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億6,251万8,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

収入は、第1款資本的収入2,700万円、前年度比28.6%の増、これは配水管と施設改良工事に伴う負担金の増です。

支出は、第1款資本的支出1億8,951万8,000円、9.5%の増です。

第1項改良費1億1,992万6,000円は、浄水施設改良工事の増により1,229万4,000円の増です。

第2項企業債償還金6,959万2,000円は、返済年が経過のため、元金償還金が多くなっており47万7,000円の増です。

第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費、1、職員給与費8,635万5,000円、人事異動により7.6%の減。2、公債費10万円です。

第6条棚卸資産の購入限度額は600万円と定める。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第18号について、討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出について、反対討論をいたします。

3月17日現在、福岡県新型コロナウイルス感染入院療養者は410人、中等者90人、重症

者12人、計512人が療養中です。まだ、新型コロナウイルスは、沈静化しておりません。

田村厚労大臣は、本年1月22日、複数の検体を混ぜて分析を行うプール方式、抗原検査簡易キットの使用、抗原定性検査を行政検査として認めました。医療機関や介護施設を中心にクラスターの防止に役立てたいと会見で述べ、同日、事務連絡要請として発出しております。

新型コロナウイルス対策として、PCRとプール方式、抗原定性検査と新型コロナワクチンの接種と併用する施策が必要と思います。コロナワクチンの予算は計上されておりますが、PCR等検査の予算の計上も必要ではないでしょうか。

また、ふるさと応援給付金10億5,000万円の予算が計上され、約4億円の歳入増ですが、予算の配分に検討が必要ではないでしょうか。

まだまだコロナ禍で苦勞されている小規模事業者、前年比売上15%から29%減に10万円、また、大企業の非正規社員、専門学校生、大学生等に10万円の学生応援給付金、もしくは1万円のクオカードを予算に計上されること、また、国保特別会計に他町と足並みを、（発言する声あり）他町、（「関係あると」の声あり）他町と……関係あります。他町と足並みをそろえるように、法定外繰出しをして、国保税を減額し、経済的理由で病院に行けない人をなくすよう要請し、反対討論いたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。白水 春夫君。

○議員（白水 春夫） 賛成討論いたします。

令和3年度須恵町一般会計は、須恵町にとって過去最高の100億円超えの予算になっています。特に、ふるさと納税事業やコロナ対策に、十分に配慮されていますので、賛成いたします。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、反対討論をいたします。

本町の今年2月28日現在の世帯数は1万2,258世帯です。昨年6月1日時点の国保加入世帯は3,564世帯、全世帯の29%になります。その457世帯が滞納世帯で、また、407世帯が保険の有効期間が3か月から半年、または1年の短期被保険世帯であります。そして、1市7町の中で、本町が一番短期被保険世帯が多いわけでありまして。これでは、保険期限切

れで病院にかかられないのではないのでしょうか。重症化すれば医療費も増加し、早期発見・早期治療に逆行いたします。

また、国保税が他町よりも高いのです。国保税のモデル、令和2年度保険税率で試算いたしました。給与収入221万円、給与所得136万7,000円、40歳代夫婦子ども2人の4人世帯、資産割があり、資産税5万円と過程、所得は……

○議長（松山 力弥） 児玉議員、ちゃんと反対討論を明確にしてください。

○議員（7番 児玉 求） だから、今……

○議長（松山 力弥） それは違うでしょう。（「長い」の声あり）あなたの持論でしょう。

○議員（7番 児玉 求） 聞いてください。（「演説はいいから」の声あり）

○議長（松山 力弥） だから、その予算についてのどこの部分が反対なのかを教えてください。

あなたのその……

○議員（7番 児玉 求） 今、説明しておりますよ。ちょっと聞いてください。

医療分、支援分、介護分の合計です。令和2年度保険税率で試算しておりますが、本町は23万1,000円、志免町は21万8,200円、粕屋町は21万2,100円、志免町より1万2,900円、粕屋町より1万8,900円高いのです。

本町は経済的弱者の方が多いのです。経済的理由で病院にかかれないようなことがあってはなりません。コロナ禍の中、法定外繰入れをして、高い保険税を引き下げることがを要請して、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、

議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第21号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画・構成について、総務建設産業委員会よりごみ処理に関わる発電事業について、文教厚生委員会より放課後児童クラブの施設状況について。

以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午前11時10分より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

この後、当議会広報の表彰の伝達式を行い、続いて、3月31日をもって定年を迎えられる4名の方に御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会后、そのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

会議を閉じます。令和3年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時52分閉会
